

岡山県農業再生協議会飼料用米生産振興整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山県農業再生協議会（以下、「県協議会」という。）は、本県における飼料用米の生産拡大を推進し、米価の安定と水田農業経営の発展を図るため、県協議会長が適當と認める農業者団体等に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、本要綱に定めるところによる。

(補助金の名称及び額)

第2条 補助金の名称及び交付対象者等は、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第3条 交付対象者が補助金の交付を受けようとするときは、県協議会長が別に定める期日までに、別紙様式第1号による交付申請書を県協議会長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 県協議会長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定するものとし、補助金の交付を決定したときは、速やかに別紙様式第2号による交付決定通知書を交付対象者に通知しなければならない。

2 県協議会長は、前項の交付決定に際して、本要綱に従うことの他、必要な条件を付すことができる。

(補助金の変更)

第5条 交付対象者は、第4条により決定された補助金の金額の変更を行う場合には、別紙様式第3号により変更交付申請書を県協議会長に提出し、その承認を受けるものとする。

(概算払)

第6条 交付対象者は、概算払をもって補助金の請求をしようとするときは、別紙様式第4号による概算払請求書を県協議会長に提出するものとする。

(実績報告書)

第7条 補助金の交付を受けた交付対象者は、別紙様式第5号による実績報告書を補助金の交付決定のあった年度の3月末日までに県協議会長に提出しなければならない。

2 県協議会長は、前項の実績報告書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式第6号による額の確定通知書を交付対象者に送付しなければならない。

(財産処分の承認)

第8条 交付対象者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を補助事業の交付の目的に反して使用し、交換し、貸付し、又は担保に供するときは、あらかじめ県協議会長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 交付対象者が、補助金の全部に相当する金額を県協議会に納付した場合
- (2) 当該財産が耐用年数を経過した場合

(補助金の返還)

第9条 県協議会長は、補助金の交付を受けた交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の条項に違反したとき。
- (2) 補助金交付決定条件に違反したとき。
- (3) 事業の施行方法が不適当であると認められたとき。
- (4) その他不正行為があると認められるとき。

2 前項の交付決定の取消しは、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後ににおいても適用があるものとする。

3 県協議会長は、第1項の交付決定の取消しをしたときは、速やかにその内容及び理由を交付対象者に通知しなければならない。

(補助金に係る経理)

第10条 補助金の交付を受けた交付対象者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの書類を補助金の交付決定のあった会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(監査)

第11条 県協議会長は、交付対象者に対し、必要があるときは、前条に規定する帳簿等について監査することができるものとする。

附 則

本要綱は、平成27年9月3日から施行する。

別表 補助金(第2条関係)

補助金の名称	交付対象者	補助金対象経費	補助率	事業実施期間
飼料用米生産振興整備事業費補助金	農業協同組合、酪農農業協同組合等	飼料用米SGS(ソフトグレインサイレージ)の生産及び流通等に必要な機械・施設等の整備及びこれらの付帯施設の導入に要する経費	定額	平成27年9月～平成28年3月

別紙様式第1号

平成〇〇年度飼料用米生産振興整備事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

岡山県農業再生協議会長 殿

所在地
団体名
代表者名

印

平成〇〇年度において、飼料用米生産振興整備事業費補助金の交付を受けたいので、岡山県農業再生協議会飼料用米生産振興整備事業費補助金交付要綱（平成27年9月3日付け岡山協議会中第34号）第3条の規定に基づき下記のとおり申請する。

記

1 交付申請額

円（税込み）

2 事業の内容

区分	事業費	負担区分			工期等
		県協議会 補助金	その他 補助金	自己資金	
事業内容 機械の名称 型番	円	円	円	円	
事業量					
計					

3 添付資料

カタログ及び見積書

その他、岡山県農業再生協議会長が必要と認めた資料

番 号
年 月 日

殿

住 所
岡山県農業再生協議会
会 長

印

平成〇〇年度飼料用米生産振興整備事業費補助金の交付決定の通知について

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で申請のあった平成〇〇年度飼料用米生産振興整備事業費補助金については、岡山県農業再生協議会飼料用米生産振興整備事業費補助金交付要綱（平成27年9月3日付け岡山協議会中第34号。以下「交付要綱」という。）第4条の規定に基づき通知する。

記

- 1 補助金の対象となる事業は、平成〇〇年〇月〇日付け〇第〇号（以下「申請書」という。）で申請のあった飼料用米生産振興整備事業費補助金とし、その内容は申請書の事業の内容欄記載のとおりとする。
- 2 事業に要する補助金の額は、金 円とする。
- 3 事業の実施にあたっては、岡山県農業再生協議会飼料用米生産振興整備事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 4 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助金の交付決定のあった会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

別紙様式第3号

平成〇〇年度飼料用米生産振興整備事業費補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

岡山県農業再生協議会長 殿

所在地
団体名
代表者名

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、岡山県農業再生協議会飼料用米生産振興整備事業費補助金交付要綱(平成27年9月3日付け岡山協議会中第34号)第5条の規定に基づき申請する。

記

1 変更交付申請額

円 (税込み)

2 事業の内容

区分	事業費	負担区分			工期等
		県協議会 補助金	その他 補助金	自己資金	
事業内容 機械の名称 型番	円	円	円	円	
事業量					
計					

(注) 1 変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

3 変更理由

4 添付資料

カタログ及び見積書

その他、岡山県農業再生協議会長が必要と認めた資料

別紙様式第4号

平成〇〇年度飼料用米生産振興整備事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

岡山県農業再生協議会長 殿

所在地
団体名
代表者名

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、岡山県農業再生協議会飼料用米生産振興整備事業費補助金交付要綱（平成27年9月3日付け岡山協議会中第34号）第6条の規定に基づき下記のとおり概算払を請求する。

記

交付決定額	既受領額		今回受領額		残額	備考
	金額	出来高	金額	〇月〇日まで予定出来高		
円	円	%	円	%	円	

別紙様式第5号

平成〇〇年度飼料用米生産振興整備事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

岡山県農業再生協議会長 殿

所在地
団体名
代表者名

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、岡山県農業再生協議会飼料用米生産振興整備事業費補助金交付要綱（平成27年9月3日付け岡山協議会中第34号）第7条第1項の規定に基づき下記のとおり精算報告する。

記

1 精 算 額

円（税込み）

2 事業の内容

区分	事業費	負担区分			備考
		県協議会 補助金	その他 補助金	自己資金	
事業内容 機械の名称 型番	円	円	円	円	
事業量					
計					

3 添付資料

納品書の写し、完成写真

その他、岡山県農業再生協議会長が必要と認めた資料

番 号
年 月 日

殿

住 所
岡山県農業再生協議会
会 長 印

平成〇〇年度飼料用米生産振興整備事業費補助金額の確定通知について

平成〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で申請のあった平成〇〇年度飼料用米生産振興整備事業費補助金については、平成〇〇年度飼料用米生産振興整備事業費補助金実績報告書に基づき、補助金の額を金 円に確定したので、岡山県農業再生協議会飼料用米生産振興整備事業費補助金交付要綱（平成27年9月3日付け岡山協議会中第34号）第7条第2項の規定により通知する。